

令和6年度 障がい者虐待受理状況

資料4

No.	新規 継続	受付日	通報者	虐待の種別	虐待行為の種別	障害種別	障害の程度	区分	性別	年齢	利用サービス	調査の結果	内容・対応	備考
1	新規	R6.10.25	当該施設職員	障害者施設従事者	身体的虐待	身体障害	1級	区分6	男性	42	生活介護	虐待認定	施設従事者(休職中)よりメールにて通告あり。従事者が、利用者にわざと噛まれあおっている。養生テープでテーブルに手首を貼り付けて固定した。利用者に対して性的な発言や行動をしている。といった内容。事業所内ではこのほかにも虐待行為があり職員全員が主犯。自分自身もその場にいたが虐待を黙認していたため同罪と認識しているが、自分だけが管理者に指摘されたことに憤りを覚え通報メールに至った。 調査の結果、通報の内容は概ね事実と確認できたため虐待と判断した。	内容が悪質
2	新規	R6.11.5	相談支援専門員	障害者施設従事者	心理的虐待	精神障害	3級		女性	23	就労継続支援A型	虐待認定	本人が相談支援専門員にLINE相談。就労継続A型事業所利用中。朝礼5分前までに着席しなかった利用者に対して、眠気を覚ますためと称して立って作業をすることを強いたり、体調不良で休みの連絡をしてもなかなか休ませてもらえないなどの訴え。調査の結果、「罰」という表現は使用していないとの主張であったが、利用者からはそう捉えられるような表現があった可能性があり、訴えの内容については概ね事実であったため虐待と判断した。	業務改善報告書の提出あり
3	新規	R6.11.5	保護者	障害者施設従事者	身体的虐待	知的障害	A1	区分5	男性	20	施設入所支援	虐待は否認	保護者が外泊時、本人の体に痣を発見し、施設に説明を求めたが明確な回答が得られなかったため相談となった。調査実施したが虐待と認定できる事実は確認できなかった。持病にてんかんがあるため支援員が目が届かない状況下での痣もあり得る。また、興奮時には防火扉を使用して距離を置く支援もあるため、本人の様子を正確に確認できない場合もあることが分かった。興奮時の見守り体制の工夫改善と身体チェックの職員間共有について改善を求めた。	